

センター通信

大 夕 乗 第	32号
年 月 日	令和8年2月17日
添 付 書 類	⑨ ・ 無

宛 先	各 位
-----	-----

差 出 人	公益財団法人 大阪タクシーセンター
-------	-------------------

件 名	J R新大阪駅構内における遵守事項の再徹底について
-----	---------------------------

平素は、当センターの業務運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、J R新大阪駅では、円滑な運行及び秩序維持並びに安全確保等のため、各タクシー関係団体との協議等に基づき各種ルールを定めております。

また、J R西日本から「J R 2ステッカー」保有事業者に対して、再三構内ルールの遵守が求められていますが、未だに、以下のような不適切な行為が繰り返されています。

1 主な禁止・注意事項

- (1) 待機場への不適切なルートからの入場
(1階一般車退出口及び3階待機場前方からの進入)
- (2) 一方通行の逆走
(3階から逆走しスロープを下る行為など)
- (3) J R敷地内での喫煙
* 喫煙場所は指定場所のみ可
- (4) ゴミの投棄
* 飲食等のゴミは必ず各自でお持ち帰りください
- (5) 設置物(柵、ポストコーン等)の移動等

2 営業活動の制限について(J R西日本から)

J R新大阪駅は、「J R 2ステッカー」保有事業者のみ、タクシー乗場での営業行為を認めております。

また、タクシー乗場以外(3階降り場、1階駅前広場等)での、営業行為は承認の有無にかかわらず禁止されています。

関係各位におかれましては、上記趣旨をご理解いただき、構内ルールの遵守を徹底していただきますようお願いいたします。

本通信に関する問い合わせ先

公益財団法人 大阪タクシーセンター 乗場管理課 TEL 06-6933-5613
J R西日本 近畿統括本部 経営企画部 TEL 06-7661-3657

タクシー専用通路から乗場までのルート

